

保育認定（2号認定、3号認定）こどもに係る保育料について

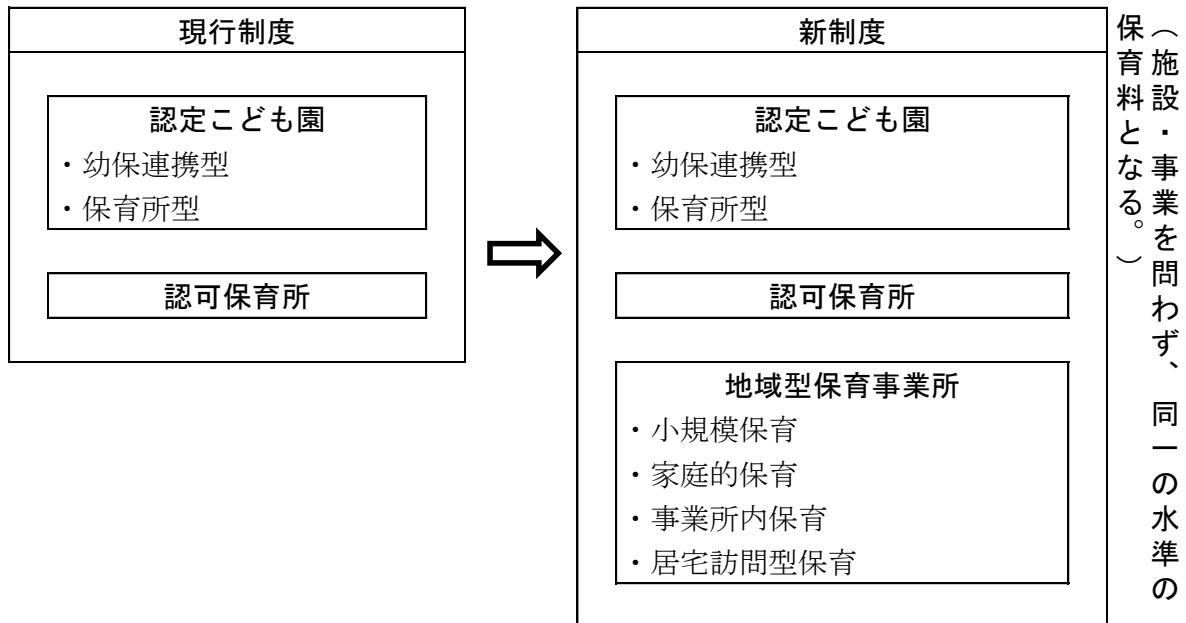
1 現行の保育料について

現行の保育料の概要は、以下のとおりです。

- (1) 階層区分は、国基準の8階層を細分化し、21階層としています。
- (2) 年齢区分は、国基準の2区分（3歳未満児と3歳以上児）を、3区分（3歳未満児、3歳児、3歳以上児）としています。
- (3) 国基準の保育料と市の保育料を比較すると、保育料軽減率は48.8%となっています（全階層区分の平均）。
- (4) 階層区分ごとでは、低所得者、高所得者の保育料軽減率が相対的に高く、中所得者の保育料軽減率が相対的に低くなっています。

2 新制度における保育料について

- (1) 施設・事業の種類を問わず、同一の水準となります。



- (2) 保育料算出根拠が所得税から市民税所得割に変更となりますが、国が示した保育料（案）の階層区分は8階層を維持しています。また、各階層の保育料も変わりません。

	現行の階層区分	新制度後の階層区分	保育料額	
			3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護世帯	1 生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯	2 市民税非課税世帯	9,000円	6,000円
3	市民税課税世帯	3 所得割課税額48,600円未満	19,500円	16,500円
4	所得税額40,000円未満	4 所得割課税額97,000円未満	30,000円	27,000円
5	所得税額103,000円未満	5 所得割課税額169,000円未満	44,500円	41,500円
6	所得税額413,000円未満	6 所得割課税額301,000円未満	61,000円	58,000円
7	所得税額734,000円未満	7 所得割課税額397,000円未満	80,000円	77,000円
8	所得税額734,000円以上	8 所得割課税額397,000円以上	104,000円	101,000円

（各階層の保育料は変更なし）

3 本市における保育料（案）について

以下の点を踏まえた保育料（案）は、次のとおりです。

- (1) 現行の保育料の水準を基に、国が定める水準を限度として定めます。なお、国が定める水準は政令により定めることを予定していますが、今のところ、新制度の円滑な施行に向けて仮の保育料のみが示されている。
- (2) 階層ごとの保育料は、原則据え置きとします。また、階層区分も現行どおり21階層とします。
- (3) 「保育短時間認定」の保育料の設定については、国が示しているとおり、「保育標準時間認定」の保育料の▲1.7%を基本に設定します。
- (4) 保育料算出根拠を所得税額から市民税所得割額に変更します。
- (5) 保育料を算定する際、4月から8月までは前年度分市民税額を、また、9月以降は当年度分の市民税額により決定します。
- (6) 現在行っている旧年少扶養控除（16歳未満の扶養控除）に係る再算定（※）は行いません。

※年少扶養控除があったとみなして所得控除を行い、実際の所得税額より低い所得税額で保育料を決定すること。

(3)から(6)については、新制度における国の考え方と同一のものです。

階層区分	現行(所得税額)	変更後(所得割額)	変更後国保育料			市基準額			比較		
			3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上
A	生活保護世帯	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯	9,000	6,000	0	0	-9,000	-6,000			
C	市民税均等割のみ	市民税均等割のみ	19,500	16,500	6,000	4,800	-13,500	-11,700			
D1	市民税所得割10,000円未満	所得割10,000円未満			6,500	5,300	-13,000	-11,200			
D2	市民税所得割10,000円以上	所得割10,000円以上20,000円未満			7,400	6,200	-12,100	-10,300			
D3	所得税1,500円未満	所得割20,000円以上30,000円未満			8,200	7,100	-11,400	-9,400			
D4	所得税1,500円以上7,500円未満	所得割30,000円以上40,000円未満			9,900	8,800	-9,800	-7,700			
D5	所得税7,500円以上15,000円未満	所得割40,000円以上48,600円未満	30,000	27,000	11,900	10,900	-7,900	-5,600			
	所得割48,600円以上55,000円未満	11,900			10,900	-18,100	-16,100				
D6	所得税15,000円以上30,000円未満	所得割55,000円以上75,000円未満			16,200	15,300	-13,800	-11,700			
D7	所得税30,000円以上40,000円未満	所得割75,000円以上97,000円未満			21,600	20,100	19,100	-8,400	-6,900	-7,900	
D8	所得税45,000円以上60,000円未満	所得割97,000円以上115,000円未満	44,500	41,500	28,100	21,400	20,400	-16,400	-20,100	-21,100	
D9	所得税60,000円以上75,000円未満	所得割115,000円以上130,000円未満			35,200	22,300	21,000	-9,300	-19,200	-20,500	
D10	所得税75,000円以上90,000円未満	所得割130,000円以上145,000円未満			42,200	23,200	21,700	-2,300	-18,300	-19,800	
D11	所得税90,000円以上103,000円未満	所得割145,000円以上169,000円未満			44,500	24,200	22,200	0	-17,300	-19,300	
D12	所得税110,000円以上135,000円未満	所得割169,000円以上185,000円未満	61,000	58,000	50,400	25,100	22,600	-10,600	-32,900	-35,400	
D13	所得税135,000円以上195,000円未満	所得割185,000円以上210,000円未満			52,800	26,200	23,000	-8,200	-31,800	-35,000	
D14	所得税195,000円以上250,000円未満	所得割210,000円以上230,000円未満			55,200	27,100	23,500	-5,800	-30,900	-34,500	
D15	所得税250,000円以上330,000円未満	所得割230,000円以上265,000円未満			57,200	27,700	24,000	-3,800	-30,300	-34,000	
D16	所得税330,000円以上413,000円未満	所得割265,000円以上301,000円未満			58,500	28,300	24,400	-2,500	-29,700	-33,600	
	所得税413,000円以上450,000円未満	所得割301,000円以上310,000円未満	80,000	77,000	58,500	28,300	24,400	-21,500	-48,700	-52,600	
D17	所得税450,000円以上590,000円未満	所得割310,000円以上355,000円未満			58,900	28,600	24,700	-21,100	-48,400	-52,300	
D18	所得税590,000円以上734,000円未満	所得割355,000円以上397,000円未満			59,300	28,900	25,000	-20,700	-48,100	-52,000	
	所得税734,000円以上	所得割397,000円以上	104,000	101,000	59,300	28,900	25,000	-44,700	-72,100	-76,000	

4 改定後の影響について

(1) 保育料への影響について

平成26年9月1日現在の市内保育園在園児の保育料を、新制度後の保育料に置き換えますと、以下のとおりとなります。

なお、同一世帯に2人以上保育園に通っている場合、2人目が半額、3人目が無料となるため、2人目以降の子は除外しました。原則、各世帯に子は1人で影響額を算定します。

現行保育料	67,984,400 円／月×12 月＝815,812,800 円／年
移行後保育料	67,390,400 円／月×12 月＝809,643,000 円／年
差 引	594,000 円／月×12 月＝ 7,128,000 円／年

(2) 各階層の人数及び保育料について

階層区分	階層別人数			階層別月額保育料(円)		
	現行(A)	改正後(B)	差引(B-A)	現行(A)	改正後(B)	差引(B-A)
A	51	51	0	0	0	0
B	240	294	54	0	0	0
C	57	53	△ 4	282,600	263,400	△ 19,200
D1	26	19	△ 7	141,400	105,500	△ 35,900
D2	114	29	△ 85	766,000	184,400	△ 581,600
D3	12	26	14	89,600	197,800	108,200
D4	59	44	△ 15	518,650	407,000	△ 111,650
D5	69	99	30	747,300	1,108,150	360,850
D6	140	152	12	2,137,500	2,358,900	221,400
D7	177	194	17	3,482,700	3,796,350	313,650
D8	175	193	18	3,962,650	4,537,600	574,950
D9	190	143	△ 47	5,067,100	3,823,600	△ 1,243,500
D10	173	162	△ 11	5,227,300	4,781,200	△ 446,100
D11	210	244	34	6,789,600	7,616,200	826,600
D12	218	124	△ 94	7,183,900	4,098,400	△ 3,085,500
D13	362	206	△ 156	11,749,100	6,702,100	△ 5,047,000
D14	206	150	△ 56	7,553,600	5,194,550	△ 2,359,050
D15	158	201	43	5,136,100	7,042,400	1,906,300
D16	97	190	93	3,176,500	6,390,250	3,213,750
D17	53	167	114	1,775,800	5,350,600	3,574,800
D18	61	107	46	2,197,000	3,432,000	1,235,000
合計	2848	2848		67,984,400	67,390,400	△ 594,000